

記者会見資料

住宅リフォーム助成事業の実施について

経済部商工労働課

居住環境の向上と地域経済の活性化策の一環として、平成26年度も引き続き住宅リフォーム助成事業を行います。市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 助 成 金 額 | 1 億円（500件×20万円分） |
| 2 補助率・補助限度額 | 対象工事費の30%で最大20万円を助成 |
| 3 最低工事費 | 10万円（消費税を除く） |
| 4 申請受付期間 | 6月16日（月）から7月18日（金）までの平日 |
| 5 申請者向け事前相談会 | 5月19日（月）から6月13日（金）までの平日 |
| 6 主 な 変 更 点 | （1）申請受付期間は、市役所東館1階 市民ホール（住宅リフォーム特別会場）で受付を行います。
（2）大雪被害による住宅屋根等補修費補助の利用者（予定者も含む。）は、住宅屋根等補修費補助による工事箇所は、助成対象になりません。 |